

14:30～15:10 講演3 概要

"Competition and network externalities- reconsideration"

リチャード・ギルバート氏

(カリフォルニア大学バークレー校 経済学部教授兼学部長)

本概要は、平成17年9月20日に開催された第5回公開セミナーにおける Gilbert 氏の講演を公正取引委員会競争政策研究センター事務局の責任においてとりまとめたものである。本概要中あり得べき誤りはすべて競争政策研究センター事務局の責任に帰するものである。

Gilbert 氏の御講演は、ネットワーク産業とその他の産業の両方に関わる、単独の取引拒絶、つまり、ある一企業が一方的に取引を拒否するケースを取り上げたものである。同氏の講演は2つのパートに分けられる。一つは、米国と欧州における取引拒絶に係る判例分析、もう一つは一方的取引拒絶の経済モデル分析の紹介である。

なお、詳細については、同氏の CPRC ディスカッション・ペーパー (<http://www.jftc.go.jp/cprc/DP/cdpd-17-e.pdf>) を参照されたい。

1. 欧米における一方的取引拒絶に係る判例分析

(1) 米国

最近の控訴裁判所以上の主な判決をみていくと、1980年代に、一方的取引拒絶に対して厳しい態度であったことが伺える。例えば、1983年のMCI対AT&T事件(MCI Communications Corp. v. ATT (7th Circuit, 1983))では、「正当な商業上若しくは技術上の理由」がないにも関わらず AT&T が競争業者からの接続要請を拒否するのはシャーマン法2条に該当するものであることが示された。この事件を契機に、不可欠施設ドクトリンの議論が始まったと思われる。つまり、競争のために必要となるものが市場から除外させられない場合の条件を述べたのである。1985年のAspen事件では、競争業者との間の長期の商慣行であったスキーリフトの業務提携協定を独占事業者(アスペン・スキーイング社)が一方的に破棄したことが不当な取引拒絶とされた事件であった。1990年代以降、不可欠施設を有する事業者の一方的取引拒絶について、裁判所の判断が事件に応じて変わっていく。1990年代には、取引拒絶を支持する判決とそれに厳しい判決がそれぞれ出されている。前者が「知財権者がその成果物を排他的に利用したいがために競争者にライセンス拒否をすること(著作権で保護される商品の取引拒絶)は、正当なビジネス上の行為であると推定される」としたデータ・ジェネラル判決(Data General Corp. V. Grumman Systems Support, (1st Circuit, 1994))であり、後者が、独立系サービス企業にコダック社の知的所有権が含まれる部品等の提供を拒否した同社の行為を違法としたコダック事件(Image Technical Services v. Eastman Kodak Co., 125 F. 3d 1195 (9th Cir. 1997))である。

2000年に入っても同様に、一方的取引拒絶に対する積極的な判決と消極的な判決が出さ

れる。例えば、知的財産権が反トラスト法の適用除外ではないとしつつ、ゼロックス社の一方的取引拒絶を違法ではないとしたゼロックス事件 (In re Independent Service Organizations Antitrust Litig., (Federal Circuit, 2000)) や、知的財産権の拒絶について不合理なものは許されないとした2001年のマイクロソフト判決(United States v. Microsoft Corp., (D.C. Circuit, 2001))がある。そして最近の判決では、トリンコ判決(Verizon Communications Inc v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP, (Supreme Court, 2004))があげられる。トリンコ判決において、裁判所は、競争業者に対する接続拒否について、市場支配事業者であっても競争業者に協力する義務はないという一般的なルールが適用されるとしている。

このように、米国の取引拒絶に係る判例をみると、不可欠施設ドクトリンは確かに存在するのだが、その内容はかなり薄まっていると思われる。

(2) 欧州

欧州における一方的取引拒絶の判決でおそらく最も重要ではないかと思われるのはマギル・テレビ・ガイド事件 (Magill TV Guide, O.J.L 78/43 (1989))である。この事件は、週間の総合テレビ番組表を出版しようとしたマギル社が起こした訴訟、そして当時自社の週刊テレビガイドを出版していた三大テレビ出版業者が起こした訴訟を含む。これは全テレビ放映を収録したテレビガイドがなかったアイルランド及び北アイルランドにおいて同テレビガイドを作成しようとしたマギル社に対し、情報提供を拒否した三大テレビ出版業者の行為が支配的地位の濫用とみなされたわけだが、そのようにみなすための3つの条件がここで提示された。それらは、ライセンスの拒否により、潜在的需要があった新商品の登場を妨げ、客観的にみて取引を拒否する理由がなく、この権利者はライセンスをしないことにより市場の競争者を排除することによって週間テレビ番組表の市場において支配的地位を得ることができるということであった。そのほか、IMS Health事件 (NDC Health/IMS Health, (Commission Decision, 2003))やマイクロソフト事件 (Commission Decision, 2004)も単独事業者の一方的取引拒絶に対して厳しい態度をとった判決である。

これらをみると、欧州における一方的取引拒絶の現状は米国と異なり、不可欠施設ドクトリンが今でもかなりの力を持っているといえる。

2. 一方的取引拒絶の経済モデル分析

次のようなモデルを考える。つまり、A, B というコンポーネント一つずつからなるシステムがあるとする。プレーヤは2企業、企業1と企業2である。企業1はコンポーネントAを独占的に供給していて、その価格を w とする。つまり、コンポーネントAは不可欠施設である。コンポーネントBは企業1及び2の双方が供給している。2社はこのシステム市場、ひいては、コンポーネントB市場において競争している。したがって、ここでは2つの競争があることになる。一つが、品質が差別化されたシステムの価格競争、そしてR&Dによる品質競争である。このモデルにおける重要な仮定は2つあり、一つは、コンポーネ

ント A を所有していない企業 2 の方が効率的な企業だという仮定である。つまり、企業 1 と企業 2 が同じ投資を R&D にした場合、企業 2 の方が優れた製品を供給することができることを意味する。もう一つは、コンポーネント A の価格 (w) がコンポーネント A 市場における独占価格よりも低いとする仮定である。

(1) Product Improvement Game

それぞれの企業は初期品質レベル (γ_i) を有している。これは外生変数である。それぞれの企業は、 r_i だけ投資して、 z_i の製品の品質を選択できる。投資と品質 ($q_i(r_i)$) の関係は、 $q(r_i) = \gamma_i + z(r_i)$ である。つまり、品質は、一部外生変数によって、一部内生変数によって決定されるということにしている。純便益は $(\gamma_i + z)M - r(z)$ で表され、これを最大化する投資量 z^M が存在する。ここで M は消費者の数を表す。

ここで考えるゲームは次のような 2 段階 (2 stage) ゲームである。最初のステージにおいて、それぞれの企業は、品質 (q_1, q_2) を決定する投資量 (r_1, r_2) を決定する。第 2 ステージにおいて、それぞれの品質を確認した後、それぞれ価格 (P_1, P_2) を決定する。このゲームにおいては、均衡解は 2 つあることになる。一つは、より効率の高い企業 2 がコンポーネント A を企業 1 から買い取って、その品質を改良し、すべての顧客に売るという解である。もし、R&D のコストがかかりすぎるということであれば、二番目の均衡が生じる。つまり、逆に、企業 1 が品質を上げるために投資をしてすべての顧客に売り、企業 2 は全く投資をしないという解である。いずれにせよ、winner-takes-all ということになる。このモデルにおいて注目すべき点は、その経済余剰に与える影響である。総余剰に着目すると、より効率的な企業、つまり企業 2 が投資する方が大きいということになるが、消費者余剰に着目すると、 $w < \gamma_2$ の場合は、より効率の悪い企業 (企業 1) が投資する方が高くなるのである。これは、企業 1 が投資をしても、企業 2 は依然として企業 1 に対して競争者であるので、価格が低く抑えられ、結果として消費者余剰は企業 1 が投資したほうが高くなるからである。

(2) Technological Tying Game

ここでのゲームの枠組みは、上記 (1) の Product Improvement Game とほぼ同じであるが、1 点だけ異なる。それは、それぞれの企業が投資量 (そして品質) を決定した後、コンポーネント A を専有している企業 1 は、企業 2 のシステムの品質を δ (ここで、 δ は企業 2 が競争できないほどに大きいとしておく。) だけ減少させる行動 (これが「技術的抱き合わせ」となる。) を無コストで取ることができるということである。

結論は w の値によって 3 つに分かれる。まず、 w の値が小さい場合であるが、企業 1 が投資をし、また、技術的抱き合わせを行うことにより企業 2 を市場から排除することになる。企業 2 は投資を全くしない。次に、 w の値が十分大きい場合であるが、この場合は、企業 2 が投資をし、企業 1 は投資をせずコンポーネント A を企業 2 に売却することになる。

注目すべきは、 w の値がその中間値をとる場合である。この場合、もし企業 2 が投資を行わなければ w の高価格が企業 2 を市場から排除することになり、したがって、企業 1 は技術的抱き合わせを行う必要がないということになる。もし企業 2 が投資を行えば、企業 1 は技術的抱き合わせを行い、企業 2 を市場から排除することになる。企業 2 はこのことを予見できるので、結局、投資自体を行わず、よって企業 1 が技術的抱き合わせを行うこともないということになる。注目すべきは、この場合、技術的抱き合わせという反競争的行為が表に表れないという点である。

経済余剰についてだが、企業 1 が技術的抱き合わせを行うことができるという状態は、企業 2 が投資をするという解においては常に総余剰を減少させる。また、消費者余剰は w の値に関わらず常にゼロになる。このモデルにおいて、技術的抱き合わせは消費者余剰も総余剰も減少させるため、技術的抱き合わせを禁止すべきという結論が導かれそうであるが、そこは仮定によるので注意が必要である。例えば、このモデルでは、両企業が確率 1 未満で投資するという均衡があり、この均衡においては、技術的抱き合わせによって重複投資が避けられるため、余剰を改善することができるのである。また、技術的抱き合わせが禁止された場合、企業 1 はエッセンシャルなコンポーネント A について異なる価格付けをする可能性もあり、その場合、異なった余剰が得られるのである。

したがって、技術的抱き合わせについては、ケースに応じて余剰が改善したり、悪化したりするため、技術的抱き合わせが悪だと単純には決め付けることは非常に困難なことなのである。